

◆家電リサイクル法について

2001年(平成13年)4月1日から廃棄物の減量と資源の有効利用をすすめるため、家電リサイクル法が施行されました。この法律では、**エアコン**、**テレビ**、**冷蔵庫・冷凍庫**、**洗濯機**の4品目が特定家庭用機器に指定され、**リサイクルを推進することが義務づけられました**。

また、2009年(平成21年)4月1日より特定家庭用機器に**液晶式テレビ**及び**プラズマ式テレビ**並びに**衣類乾燥機**が追加されました。

◆対象となる電化製品(特定家庭用機器)



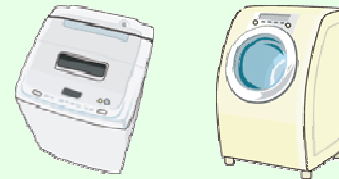
エアコン



テレビ
(液晶式・プラズマ式、ブラウン管式)



冷凍・冷蔵庫、冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

詳しくは、[一般財団法人家電製品協会のホームページ](#)をご覧ください。

◆リサイクル対象外の電化製品

- 携帯可能なテレビ(車載用含む)
※電源として一次電池、蓄電池を使用するもの
- テレビ受信機能付携帯電話、カーナビ、PDA(携帯情報端末)
- 液晶及びプラズマディスプレイモニター(チューナーなし)
- 衣類乾燥機能が付いている布団乾燥機・換気扇・除湿機など

◆家電をリサイクルする方法

家電のリサイクル方法については、**個人で処理する場合**と、**家電小売業者に依頼する場合**があります。

→個人で処理する場合

事前にリサイクル料金を郵便局で支払い、リサイクル券を受け取った後、リサイクル券と家電を下記の指定引取場所に持ち込んで下さい。

◆指定引取場所

会社名	住所	TEL/FAX
佐川急便(株)新宮店	新宮市王子町 3-15-13	0735-21-3088 0735-22-6455
熊野小型運送(株)	新宮市あけぼの 4-1	0735-22-8007 0735-22-8007
佐川急便(株)田辺店	田辺市上の山 1-14-18	0739-25-0120 0739-25-0251
日本通運(株) 和歌山支店紀南営業センター	田辺市新庄町田鶴 1745-3	0739-22-1230 0739-22-0680

→家電小売業者に依頼する場合

■家電小売業者にリサイクル料金と運搬料金(※)を支払い、家電にリサイクル券を貼ってもらい引取りを依頼します。

※運搬料金は、各家電小売業者にお問合せください。

※リサイクル料金を郵便局で支払う方法もあります。

■家電小売業者には、**買換えの際、引取りを求められたもの、過去にその店が販売したものを引取る義務**があります。

◆お問合せ先

○串本町役場 第2庁舎 住民課(環境グループ)
〒649-4192 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地
TEL：0735-72-0083 FAX：0735-72-3037

◆リサイクル料金

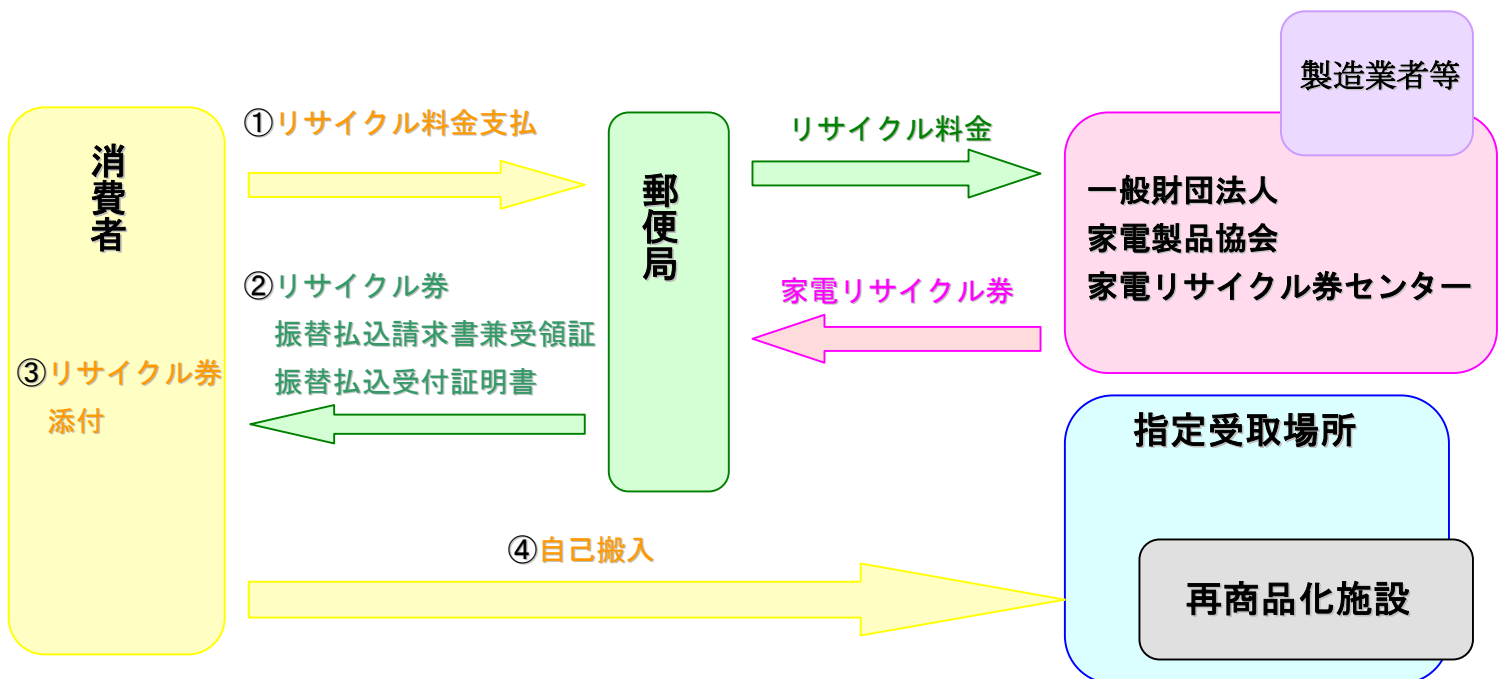
リサイクル料金については、一般財団法人家電製品協会のホームページをご覧ください。

一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
再商品化等料金一覧（家電リサイクル料金）
http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p_price.html

◆家電リサイクルの流れ

→個人で処理する場合

- ①リサイクル料金を郵便局・ゆうちょ銀行にて振込みます。
- ②リサイクル券、振替払込請求書兼受領証及び日附印が押印された振替払込受付証明書を受け取ります。
- ③排出する家電にリサイクル券を添付します。
- ④家電とリサイクル券を指定受取場所まで直接持ち込んで下さい。



→家電小売業者に依頼する場合

- ①家電を購入した小売業者、または、買い換えようとする小売業者にリサイクル料金と運搬料金を支払います。
- ②排出する家電にリサイクル券を添付してもらい、廃棄物を引取ってもらいます。
- ③小売業者からリサイクル券の写しをもらい保管して下さい。

